

## 米国の長期金利上昇の影響を見る

米国の長期金利(国債利回り)の動向は、米国国内のみならず、世界の様々な市場に影響を与える傾向があります。株式市場の上昇にブレーキがかかり、昨年の春以降上昇傾向であった新興国通貨も下落しました。今後の注目は変調の兆しを受けて米国金利が落ち着きを取り戻すかですが、米国と海外の金融当局者の見解に違いが見られるのは気がかりです。

### 米国長期金利上昇:米10年国債利回りは節目の一時1.5%を超え、瞬間1.6%台の局面も

利回り上昇(価格は下落)傾向が続いていた米国国債市場は2021年2月25日、大幅に利回りが上昇しました。

指標となる米10年国債利回りは節目となる1.5%を超え、一時的に1.6%台に急上昇しました。1年余りで最高の水準に到達しました。ただ、26日の日本時間午前には1.5%を下回る局面もあり、1.5%前後での取引となっています。

### どこに注目すべきか:

#### 米長期金利上昇、新興国、YCC、上昇は適切

米国の長期金利(国債利回り)の動向は、米国国内のみならず、世界の様々な市場に影響を与える傾向があります。株式市場の上昇にブレーキがかかり、昨年の春以降上昇傾向であった新興国通貨も下落しました(図表1参照)。今後の注目は変調の兆しを受けて米国金利が落ち着きを取り戻すかですが、米国と海外の金融当局者の見解に違いが見られるのは気がかりです。

ワクチン接種の進展と財政政策拡大で景気回復の軌道に乗る米国の長期金利が上昇するのは自然なことながら、スピード感は気になります。

ドル調達に依存する多くの新興国はワクチン接種が全般に遅れている分、もう少し時間を稼ぎたいところです。

新興国だけではなく、資源価格の上昇で景気回復期待が高まるオーストラリア(豪)でも準備が出来ていない様子です。豪中銀は3年国債利回りを管理するイールドカーブコントロール(YCC)を採用していますが(図表2参照)、豪中銀は3年国債を購入し利回り安定に追われています。

米国国内にも長期金利上昇による変調の兆しが見られます。最高値更新を続けてきた米株式市場も昨日は下落しました。また25日の7年国債入札は不人気で、今後の国債増発が想定される中で国債消化に一抹の不安を覚える入札結果となっています。

一方で、金融政策をつかさどる当局者の長期金利上昇に対する見方にバラツキがあります(図表3参照)。なおピクテの経済チームは米国の1-3月期成長率は前期比年率

で6%を超える可能性があるともみているなど、米国経済は堅調で、国を越えた当局の見方に違いがあるのはある意味当然と思われれます。ただ、米国債利回りが1.6%を超えた時間を考え合わせると、利回り上昇が適切との発言は長期金利上昇を加速させた可能性があります。一方、欧州中央銀行(ECB)レーン理事や、韓国銀行(中央銀行)総裁のコメントからは金利が上がるのは仕方ないにしてもスピードには不安があるようです。

利回り上昇は適切である一方で、米国内はもとより海外からの変調の兆しに対し慎重な配慮も求められそうです。

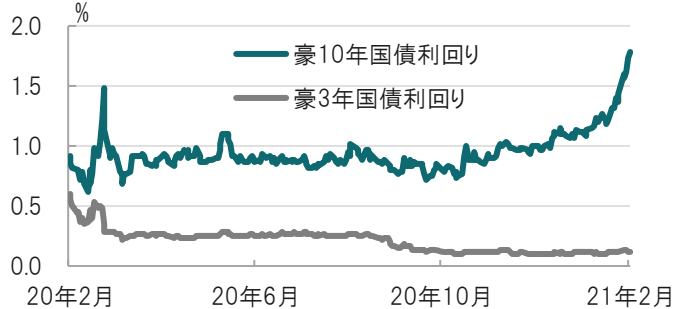
図表1:新興国通貨の動向

日次、期間:2020年2月25日~2021年2月25日、JPモルガンEMCI指数



図表2:オーストラリア国債(3年、10年)利回りの推移

日次、期間:2020年2月26日~2021年2月26日(日本時間正午)



出所:ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表3:25日の主な金融当局者のコメント抜粋

機関	氏名/役職	主な発言内容
アトランタ連銀	ポストイック 総裁	(金利上昇は)現時点で対応が必要になるとみていない(25日)
セントルイス連銀	ブラード総裁	成長見通し、インフレ期待値に一致した10年債の利回り上昇は適切(25日)
ECB	レーン理事	長期の名目債券利回りの推移を注意深く監視(25日)
韓国中央銀行	李柱烈総裁	現在は利上げなど政策正常化について議論する時期でない(25日)

出所:ブルームバーグ、各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。